

令和2年度

長崎県教職員研修計画



令和2年2月
長崎県教育委員会

長崎県教育方針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

— 目次 —

1	教職員研修計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	長崎県の教育に求められる教職員像・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 教員等としての資質向上に関する指標	
	① 教諭等用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	② 養護教諭用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	③ 栄養教諭用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	④ 校長等用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 指標の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	研修体系について	
	(1) 研修実施に係る基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(2) 主な研修の種類及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(3) 指標と研修との関連・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4	担当課・室別教職員研修計画	
	(1) 福利厚生室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(2) 教職員課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(3) 義務教育課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(4) 高校教育課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(5) 特別支援教育課・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(6) 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(7) 体育保健課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(8) 人権・同和対策課・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(9) こども未来課・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(10) 教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 教職員研修計画の策定にあたって

教職員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指し、その資質の向上を促すといった重要な職責を担っている高度専門職である。

教職員の資質向上に向けては、養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築のため、教育公務員特例法が一部改正（平成 29 年 4 月 1 日）され、任命権者には、「教員の資質向上に関する指標」を策定するとともに、その指標を踏まえた教員研修計画の策定が義務付けられた。

そこで、平成 29 年度、関係法や改訂学習指導要領及び「長崎県教育方針」、「長崎県総合計画」、「長崎県教育振興基本計画」等の趣旨に則り、従来の教員研修計画を見直し、求められる教職員像並びに研修体系の基本方針とその展開の骨格を定め、「平成 30 年度長崎県教職員研修計画」を策定した。

以降、毎年度更新し、本年度は新たな教育課題への対応などの必要な見直しを図り、「令和 2 年度 長崎県教職員研修計画」を策定した。

2 長崎県の教育に求められる教職員像

長崎県の教育の目指す人間像は、「創造性に富み、自立した人間」「いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間」「郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間」「我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間」である。

この目指す人間像の実現のため、本県の教職員には、子供たちの「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度」や「社会の変化に主体的に関わるための資質・能力」、「人生をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体」の育成が求められている。

その職責を果たすためには、教え導く者としての基盤である人間性を磨き、教育の専門家としての力量を高めなければならない。ふるさとや世界の将来を担う子供を育むという認識のもと、子供への深い愛情と教職に対する使命感をもち、県民から信頼される存在であることが求められている。

以上のことを踏まえ、学校代表、大学関係者、保護者代表、行政関係者等で組織する「長崎県教職員資質向上協議会」での議論を経て、「教員等としての資質の向上に関する指標」を職種ごとに策定した。この指標は、教職員が資質の向上を図る際の目安であり、職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものである。

次頁より、その指標を掲載する。

(1) 教員等としての資質向上に関する指標

教諭等用

長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標		職名		校種			
		教諭等		小中高特			
ステージ (求められる姿)	視 点	第0ステージ 新規採用時	第1ステージ 初任研-若手研 1-5年目	第2ステージ 若手研以降-中堅研 6年目-11年目	第3ステージ 中堅研以降-15年研 12年目-16年目	第4ステージ 15年研以降 17年目-	
		新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高次元な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする	
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる		法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる		
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や学級の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見等を取りまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる	
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる		
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛着をもっている	長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる		
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	学級担任の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学級経営及び教科経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学級経営、教科経営及び学年経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる	
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる		
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる	
(3) 教育課程 学習指導	H 教科等に関する知識・教養	担当する教科等に関する基礎的知識を身に付けている	担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等における専門性を高め続けるとともに、学校の学習指導上の課題について、教職員に指導助言をすることができる		
	I 授業構想力	学習指導要領の内容やカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、授業場面に応じた授業設計の方法を身に付けている	カリキュラム・マネジメントの考え方を理解し、地域の教材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいて指導計画を作成し、授業を組み立てることができる	カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし、地域の教材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、深い学びの実現を図る単元や授業の組み立てを工夫することができる	学習指導要領及び自校の特色に基づき、地域との連携・協働を図って、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かして指導計画を立案し、実施することができる	学習指導要領及び自校や地域の特色に応じたカリキュラムを考え、具体化に向けて取り組むことができる	
	J 授業展開力	授業展開に必要な基礎的スキルを理解するとともに、情報機器や適切な教材を活用する基礎的な能力を身に付けている	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させるとともに、情報機器や適切な教材を活用した授業を展開することができる	児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開することができる	児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開するとともに、教職員に指導助言をすることができる	学校の課題解決を図るための授業展開を工夫し、授業改善に向けて教職員に指導助言をすることができる	
(4) 学級経営 児童生徒理解 生徒指導 等	K 集団づくりの力	理想とする学級像をもち、児童生徒の発達段階に応じた集団の在り方を理解している	学級の児童生徒一人一人の実態や学級の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる	学年全体の児童生徒の実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる	学校全体の児童生徒の実態を把握するとともに、課題に応じた対応策を提案し、実践することができる		
	L 児童生徒理解力	教育相談の意義や理論、必要な基礎的知識(カウンセリング)に関する基礎的事柄を含む)を理解している	教育相談の基礎的なスキルを身に付けるとともに、児童生徒に寄り添い、気持ちや行動の背景を理解しようとする	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を理解することができる	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を多様な角度から理解することができる	望ましい教育相談の在り方や、日常の観察の視点等について、教職員に指導助言をし、学校全体の児童生徒理解力を高めることができる	
	M 個別の児童生徒への対応力	児童生徒の状況を把握するための基礎的な事項や校内での連携も含めた対応の在り方を理解している	個々の児童生徒の状況を理解し、先輩教員からの助言を受けながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況を理解し、同僚と協力しながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況に応じた適切な指導や支援をするとともに、保護者や他機関と連携し、生徒指導体制を構築することができる	指導や支援が必要な児童生徒への対応方針を立て、保護者や他機関と連携を図りながら、生徒指導体制を強化することができる	
	N 児童生徒の将来を育む力	キャリア教育の意義や考え方や指導の在り方を理解し、児童生徒の夢や憧れ、志を育もうとする意欲をもっている	キャリア教育の視点をもつて、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもつて、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を深化させることができる	学校全体のキャリア教育を推進し、全校の児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を企画、実践することができる	学校全体のキャリア教育を推進し、その意義や方法、評価の在り方を教職員に浸透させることができる	
(5) 特別支援教育	O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を全体の教育に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個別の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	個別の対応について教職員に指導助言をしたり、中核となって学校の特別支援教育体制を強化したりすることができる
		特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の発達課題について適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、発達課題に応じた指導計画の立案、改善及び指導や支援を適切に行うことができる	保護者や関係機関等との相談を適切に行うとともに、教職員に指導助言をすることができる	様々な障害について高度な専門的知識と指導力を持ち、中核となって特別支援教育を推進することができる

養護教諭用

長崎県 養護教諭としての資質の向上に関する指標			職名		校種		
			養護教諭		小中高特		
ステージ (求められる姿)	第0ステージ		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
	新規採用時		初任研～若手研 1～5年目	若手研以降～中堅研 6年目～11年目	中堅研以降～15年研 12年目～16年目	15年研以降 17年目～	
視 点	新規採用教員として、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の基礎的な事項を理解している		組織の一員として教育活動を展開し、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする	
	A 法令遵守 人権尊重の精神		法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる	法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる		
(1) 教職に必要な素養	B 対人関係能力 社会性		他者とコミュニケーションしながら、自らの課題解決に努めている	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見をとりまとめ、実効性を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感		教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる		
	D 長崎県への郷土愛		ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛着をもちている	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる	長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる		
	E 組織運営力 同僚性・協働性		養護教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかわる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかわる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	学校保健にかかわる活動において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる	
(2) 学校運営 連携・協働	F 保護者・地域・関係機関等との連携力		保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力		学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる
	H 保健管理		学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、保健管理を実践できる基礎的な知識を身に付けている	児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組みながら、適切かつ円滑に保健管理を実践することができる	保健管理について中核的役割を果たすとともに、保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて組織的対応ができる	学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制を整えるなど、保健管理について学校運営に参画することができる	
(3) 養護教諭の専門領域 における職務	I 保健教育		学習指導要領の内容や、保健学習と保健指導の違いを理解している	学習指導要領を踏まえながら、養護教諭の専門性を生かした保健学習や保健指導(集団・個別)ができる	児童生徒の発達段階や健康課題に応じて、教材を工夫し、関係職員等と連携しながら、効果的な保健教育に取り組む事ができる	保健教育について、教育課程の編成・実践・評価をもとに全体計画を作成することができる	
	J 健康相談		学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、健康相談を実践できる基礎的な知識を身に付けている	健康診断の結果や日常の保健室来室状況等を踏まえて、他の教職員と連携しながら児童生徒の発達段階や健康課題に応じた健康相談ができる	児童生徒の心身の健康課題を総合的にとらえ、校内支援体制の充実に向けてコーディネータ的役割を果たしながら、学校医等の専門職や保護者、地域の専門機関等と連携し、適切に対応できる	児童生徒の心身の健康課題に関して、教職員に対し指導的役割を果たすことができる	
	K 保健室経営		学校保健安全法による保健室の役割や機能を理解している	学校教育目標や学校保健目標などを受け、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めるための保健室経営計画を立て、取り組むことができる	保健室経営計画を、教職員、保護者等に周知するとともに、毎年評価(自己・他者)を行い、必要に応じて改善しながら、組織的、効果的な保健室経営に向けて、取り組むことができる	家庭・地域と連携しながら、学校経営の観点に立った保健室経営を推進することができる	
	L 保健組織活動		保健組織活動の意義や目的、内容を理解している	学校保健の推進のために、保健主事や関係職員等と連携し、学校保健委員会等組織活動の企画・運営に参画できる	児童生徒の健康の保持増進や課題解決に向けて、保健組織が主体的に活動できるよう、内容の工夫、改善を図ることができる	近隣の学校と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進することができる	
	M 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力		特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を学校保健にかかわる活動に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個別の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制の構築に参加したりすることができる	個別の対応について教職員に指導助言をしたり、学校の特別支援教育体制の推進に参画したりすることができる
(4) 特別支援教育	特		特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の状況に応じて適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、個々の状況に応じて適切に対応を行うことができる	教職員、保護者や関係機関等と連携しながら、個々の対応を充実させるとともに、特別支援教育を推進することができる	様々な障害について専門的知識と指導力を持ち、教職員と連携しながら特別支援教育を推進することができる

栄養教諭用

長崎県 栄養教諭としての資質の向上に関する指標	職名	校種
	栄養教諭	小中特

ステージ (求められる姿)		第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	初任研 - 若手研 1 - 5年目	若手研以降 - 中堅研 6年目 - 11年目	中堅研以降 - 15年研 12年目 - 16年目	15年研以降 17年目 -
視 点		新規採用教諭として、学校給食管理や食に関する指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学校給食管理や食に関する指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学校給食管理や食に関する指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学校給食管理や食に関する指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学校給食管理や食に関する指導等における高度な指導力を教諭員に広げたりする
(1) 教諭に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の重要性を理解している 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の重要性を理解し、生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解を、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる	自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を教諭員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教諭員の意見をとりまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教諭員に指導助言をし、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教諭に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛着をもっている	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域によさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	栄養教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校給食管理や食に関する指導等の方針を策定し、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校給食管理や食に関する指導等の方針を策定し、積極的に実践することができる	同僚性や協働性を発揮して学校給食管理や食に関する指導を推進するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	同僚性や協働性を発揮して学校給食管理や食に関する指導を推進するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教諭員に指導助言をしたりすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる
(3) 学校給食管理	H 栄養管理	学校給食の役割及び適切な栄養管理について理解している	学校給食栄養基準に基づき、食品構成を考えた献立を作成することができる	学校給食に地場産品や郷土料理等を取り入れ、生きた教材としての献立を作成することができる	児童生徒の食生活状況把握し、適切な栄養管理の上で、地域の食材を生かしながら、魅力ある献立の作成を行うことができる	児童生徒の健康課題に対応した適切な栄養管理の上で、地域の食材を使った生きた教材としての献立の作成を行うことができる
	I 衛生管理	衛生管理の重要性及び適切な衛生管理について理解している	学校給食衛生管理基準に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を行うことができる	学校給食衛生管理基準を理解し、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を行うことができる	衛生管理者として、調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善及び食品の衛生管理を積極的に行うことができる	衛生管理において適切でない事態の早期発見・早期対応に向けて工夫・改善しながら、校内の協力体制整備を行うことができる
	J 調理指導その他	学校給食の調理、配食及び物資選定、施設・設備の維持管理等について理解している	学校給食の調理、配食及び施設設備に関し、指導助言をすることができる	地場産品等との関連を考慮し、学校給食物資の選定、購入、検収及び保管について適正に行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導、助言を行う。対応に適した施設・設備の管理を行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導や対応に適した施設・設備の管理において指導的役割を果たすことができる
(4) 食に関する指導	K 教科等指導	各教科等のねらいを知り、食に関する指導の位置付けを明確にした指導を理解している	各教科等のねらいを理解し、食に関する指導と評価の計画を教諭員と共有しながら授業ができる		食育全体計画を踏まえ、教科等のねらいを達成するための食に関する指導について、専門的立場から適切な指導助言をすることができる	
	L 連携・協働	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等の立案を理解している	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる		児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた諸計画を立案し、関連校も含め、保護者や地域、関係機関と連携した食育を推進することができる	
	M 個別相談指導	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導について理解している	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を行うことができる		集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を関係者と連携して行ったり、諸計画の改善を図ったりすることができる	

資質・能力のうち、(1)～(3)は学校栄養職員採用後の経験年数に基づくステージとし、(4)は栄養教諭任用替え後の経験年数に基づくステージとする。

校長等用

長崎県 校長等としての資質の向上に関する指標	職名	校種
	校長等	小中高特

求められる姿		学校の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を監督し、学校経営を展開する				
視 点			管理職員として取り組むべき課題			
(1) 高い 識見	A 教育理念	人間理解と深い洞察に基づく教育理念をもち、その理念の実現に向けた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○研修と自らの経験を踏まえた教育理念の形成 ○人間理解と洞察力の深化 ○教育理念を踏まえた学校経営の構想 			
	B 社会的視野	時代の変化をとらえ、国内外の動向及び教育行政施策等の内容を理解するとともに、学校経営に反映させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の動向の把握 ○国や県・市町等の教育施策等の理解 ○教育施策等に応じた取組の構想と実践 			
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	管理職員としての深い自覚のもと、県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待を受け止めた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職員の職務の理解 ○県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待の把握 			
	D 長崎県への郷土愛	地域を理解し、その実態を踏まえた、「夢・憧れ・志」を育む教育活動を展開することを通して、ふるさと長崎県に誇りをもつ児童生徒を育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○「夢・憧れ・志」を育む取組についての理解 ○地域の実態を踏まえた自校ならではの取組の構想と実践 			
(2) 組織 マネジ メント	E ビジョンや目標の 設定と検証	自校の現状を適切に分析したうえで、ビジョンや目標を設定するとともに、その実現に向け、教職員のよさを生かした組織的運営や進捗管理をするとともに、その検証を行い、改善を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○自校の実態の分析 ○ビジョンや目標の設定とPDCAサイクルでの実践 ○教職員の適材適所の配置 			
	F サービス管理	遵守すべき服務について、適切に指導監督をし、コンプライアンスを徹底するとともに、個々の心身の健康に配慮した学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○職務上、身分上の監督の意義や在り方の理解 ○不祥事背景の理解と根絶のための不断の取組 ○働きやすい職場の条件整備 ○関係法規、学習指導要領、通知・通達等の理解 			
	G 人材育成	個々の教職員を適正に評価し、その能力や課題に応じて指導するとともに、次代の教育を担う人材を発掘し、計画的に育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の教職員の能力や課題の適正な把握 ○授業や校務分掌等、日々の指導の実践 ○教職員への教育理念の継承 			
	H 保護者・地域・関係 機関等との連携	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者や地域住民等の意見や要望等を把握し、的確に対処するとともに、学校の教育活動への参加を促し、外部人材を適切に活用することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域とともにある学校」の理念の理解 ○保護者や地域住民等の意見や要望等の把握と教育活動への参加促進 ○様々な広報手段の開拓と活用 ○児童福祉等の関係機関や地域団体等との連携 			
	I 危機管理	学校安全の確保に向けて、学校安全計画や危機管理マニュアル等を整備し、危機の未然防止と早期発見・早期対応の取組を組織的に行うことができる	<ul style="list-style-type: none"> ○自校の実態に応じた学校安全計画や危機管理マニュアルの作成 ○学校安全の確保に向けた各方策の教職員への周知と指導 ○いじめ、体罰及びハラスメントの未然防止 			
	J 事務管理	学校経営方針に基づき、効率的・効果的な予算編成や事務処理をするとともに、適正に執行管理をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営方針に基づく予算編成と執行 ○ICT機器の活用等効率的・効果的な事務処理体制の構築 ○働き方改革やコスト意識等に関する教職員への指導 ○組織的な管理、監査による適正な執行管理 			
	K 教育課程の管理	日々の授業実践や校内研修を充実させ、PDCAサイクルに基づくカリキュラム・マネジメントや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、「社会に開かれた教育課程」を実現させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会に開かれた教育課程」の理念の理解 ○研修環境の整備及び校内研修に係る指導助言 ○全校的なPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメント ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善 			
	L 生徒指導 教育相談	生徒指導上の諸問題や、児童生徒の悩み等に対応できる教職員の能力を高め、校内の指導・支援体制を機能させるとともに、必要に応じて関係機関との連携を適切に図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の自校の課題の把握 ○教職員の児童生徒理解力と対応力の向上 ○校内指導・支援体制の強化 ○児童福祉や警察、医療等の関係機関との連携 ○「学校いじめ防止基本方針」の策定と実践 			
	M 特別支援教育	<table border="1"> <tr> <td>小中高</td> <td>特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の対応力を向上させるとともに、すべての児童生徒にとって望ましい教育活動を展開できる体制を機能させることができる</td> </tr> <tr> <td>特</td> <td>特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の専門的な対応力を向上させるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことができる</td> </tr> </table>	小中高	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の対応力を向上させるとともに、すべての児童生徒にとって望ましい教育活動を展開できる体制を機能させることができる	特	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の専門的な対応力を向上させるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことができる
小中高	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の対応力を向上させるとともに、すべての児童生徒にとって望ましい教育活動を展開できる体制を機能させることができる					
特	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の専門的な対応力を向上させるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことができる					

(2) 指標の活用

「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」 の活用について

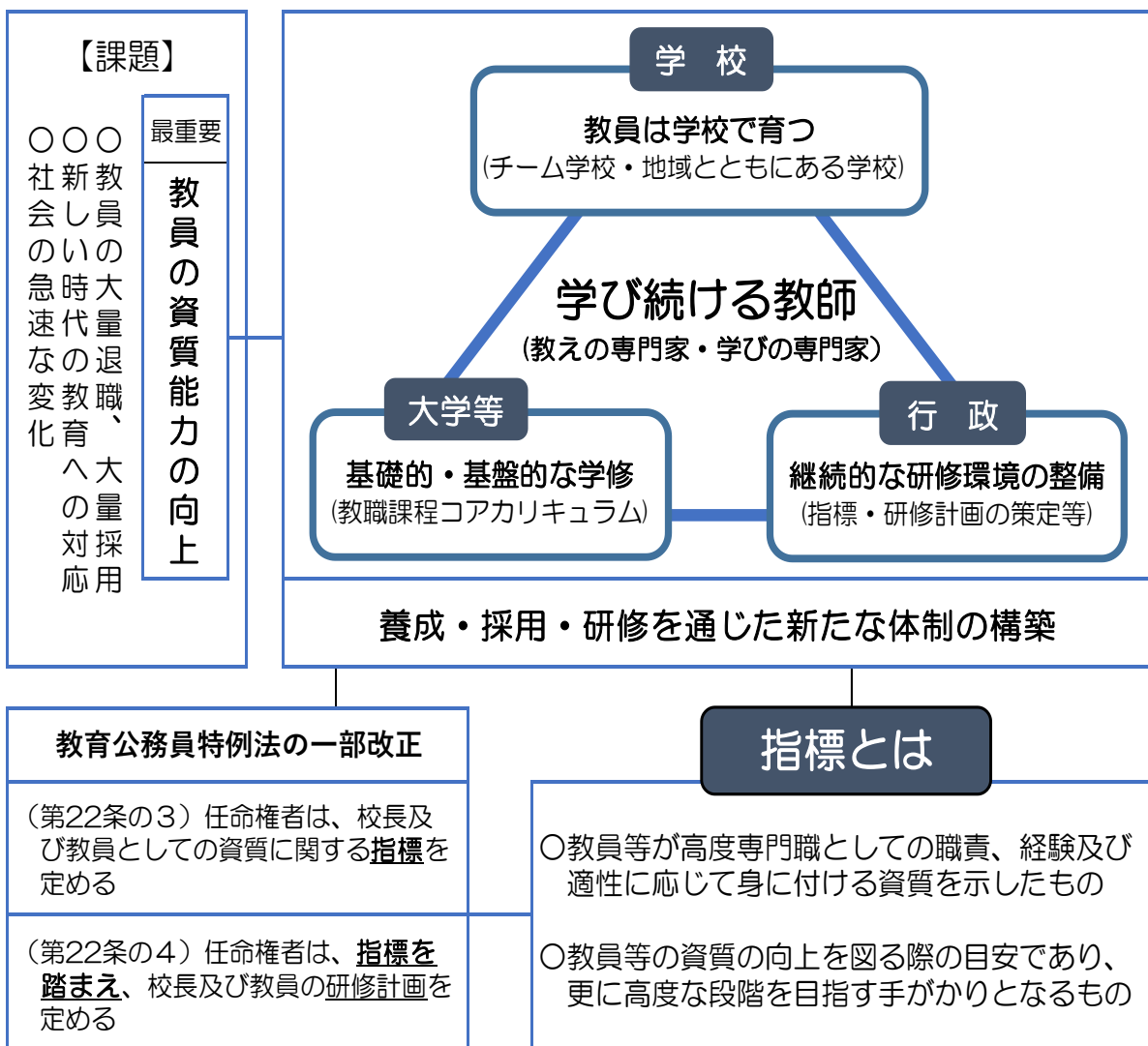
平成29年10月 長崎県教育委員会

1 教員等の資質の向上について

教員は、子どもたちの人格の完成を目指し、その成長・発達を支援するという重要な職責を担う高度専門職であり、いかに時代が変化しようとも、自らが子どもたちの道しるべとなるべく、その資質の向上を図り続けることが求められています。

平成29年4月1日、改正教育公務員特例法が施行され、任命権者には、「校長及び教員としての資質に関する指標」の策定が義務付けられました。

これを受け、長崎県教育委員会では、文部科学大臣が示す「指針」を参酌し、「指標策定に関する協議会」を経て、「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を策定しました。



2 「指標」の見方について

本県では、「教諭等」「養護教諭」「栄養教諭」「校長等」の4つの指標を策定しました。

	教諭等	養護教諭	栄養教諭	校長等
校種	小・中・高・特	小・中・高・特	小・中・特	小・中・高・特
職種	教諭、助教諭、指導教諭、主幹教諭	養護教諭	栄養教諭	校長、副校長、教頭、部主事

これらの指標の見方は、次のとおりです。

【教諭等】【養護教諭】【栄養教諭】用

○ 横軸には、経験年数ごとに第0から第4までのステージを置いていきます。

<例：教諭等>

長崎県 教員としての資質の向上に関する指標		職名	校種			
		教諭等	小中高特			
ステージ (求められる姿)	視点	第0ステージ 新採用期	第1ステージ 初任後～第1年 1～5年目	第2ステージ 第2年～第3年 6年目～11年目	第3ステージ 第4年～第5年 12年目～16年目	第4ステージ 16年目～
		新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な業務を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践力を発揮したりする	組織のリーダーとして、積極的な学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な実践力を発揮したりする
(1) 教員に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら率先示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を踏まえ、自ら率先示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を踏まえ、自ら率先示すとともに児童生徒に指導することができる	法令遵守の精神を踏まえ、自ら率先示すとともに児童生徒に指導することができる
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自ら積極的に参画している	自分や学校の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見をとりまめ、効果的に行うことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員の指導力を活用し、改善を図ることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもちている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の発展と行動力を高めることができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の発展と行動力を高めることができる
	D ふるさと・特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛郷をもちている	ふるさと・特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛郷をもちている	ふるさと・特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛郷をもちている	ふるさと・特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛郷をもちている	ふるさと・特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛郷をもちている	ふるさと・特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛郷をもちている
	E 組織運営力 関係性・協働性	学校担任の基本的役割と職務の役割、学校組織の役割等を適切に理解している	学校教育目標を理解するとともに、学習経験及び教科経験の活用し、関係性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学習経験及び教科経験の活用し、関係性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学習経験及び教科経験の活用し、関係性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学習経験及び教科経験の活用し、関係性や協働性を発揮しながら、実践することができる
(2) 学校運営 連携・協働	F 保護者・地域・関係機関等との連携	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び役割の役割を適切に理解している	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び役割の役割を適切に理解している	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び役割の役割を適切に理解している	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び役割の役割を適切に理解している	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び役割の役割を適切に理解している
	G 危機管理能力	学校安全確保に基づき、危機管理を要する学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教育環境等の確保と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を察知した際の迅速な連絡ができる
	H 教科等に関する知識・教養	担当する教科等に関する基礎的な知識を身に付けている	担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる
(3) 教育課程 学習指導	I 授業観	学習指導要領の内容やカリキュラム・マナジメントの考え方を理解し、授業実践に活かすことができる	カリキュラム・マナジメントの考え方を理解し、授業実践に活かすことができる	カリキュラム・マナジメントの考え方を理解し、授業実践に活かすことができる	カリキュラム・マナジメントの考え方を理解し、授業実践に活かすことができる	カリキュラム・マナジメントの考え方を理解し、授業実践に活かすことができる
	J 授業実践力	授業観に基づき、児童生徒の学びを促すことができる	児童生徒の学びを促すことができる	児童生徒の学びを促すことができる	児童生徒の学びを促すことができる	児童生徒の学びを促すことができる
(4) 学級経営 児童生徒理解 生徒指導等	K 集団づくりの力	児童生徒の発達段階を踏まえ、集団づくりの力を身に付けている	児童生徒の発達段階を踏まえ、集団づくりの力を身に付けている	児童生徒の発達段階を踏まえ、集団づくりの力を身に付けている	児童生徒の発達段階を踏まえ、集団づくりの力を身に付けている	児童生徒の発達段階を踏まえ、集団づくりの力を身に付けている
	L 児童生徒理解力	教育相談の意義や理論、必要な基礎知識(カウンセリング)に関する基礎的事項を適切に理解している	教育相談の意義や理論、必要な基礎知識(カウンセリング)に関する基礎的事項を適切に理解している	教育相談の意義や理論、必要な基礎知識(カウンセリング)に関する基礎的事項を適切に理解している	教育相談の意義や理論、必要な基礎知識(カウンセリング)に関する基礎的事項を適切に理解している	教育相談の意義や理論、必要な基礎知識(カウンセリング)に関する基礎的事項を適切に理解している
	M 個別の児童生徒への対応力	児童生徒の状況を把握するための基礎的な知識や内外の連携をもち、対応の在り方を理解している	児童生徒の状況を把握するための基礎的な知識や内外の連携をもち、対応の在り方を理解している	児童生徒の状況を把握するための基礎的な知識や内外の連携をもち、対応の在り方を理解している	児童生徒の状況を把握するための基礎的な知識や内外の連携をもち、対応の在り方を理解している	児童生徒の状況を把握するための基礎的な知識や内外の連携をもち、対応の在り方を理解している
	N 児童生徒の将来を導く力	キャリア教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	キャリア教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	キャリア教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	キャリア教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	キャリア教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる
(5) 特別支援教育	O 特別支援教育を必要とする児童生徒への指導力	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる
	P 特別支援教育を必要とする児童生徒への指導力	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる	特別支援教育の意義や考え方を理解し、児童生徒の将来を導くことができる

○ ○ 縦軸には、「求められる姿(資質能力)」の視点を置いていきます。

○ この視点は、文部科学大臣が示す「指針」を受け、「学習指導要領」「長崎県教職員研修体系要綱」「教職課程」「アカリキリキ」及び「本県の特性や課題」等を踏まえて設定しています。

各ステージの終了までに身に付けたい資質を、視点ごとに目標の形で表現しています。例えば、第1ステージの各指標については、5年目までにその資質を身に付けるという見方をします。

【校長等】用

○ 校長は、組織の最高責任者であり、求められる資質能力は経験年数、組織の大小等にかかわらず共通のものであることから、複数のステージは設けていません。

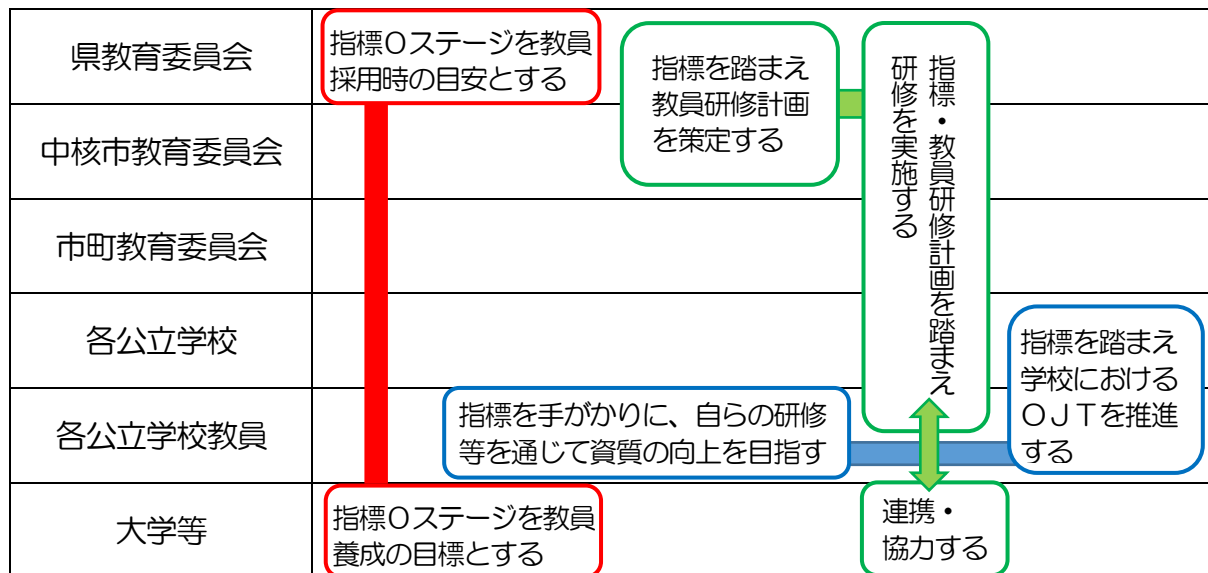
○ ○ 縦軸には、「求められる姿（資質能力）」の視点を置いています。
 ○ この視点は、文部科学大臣が示す「指針」を受け、「学習指導要領」「長崎県教職員研修体系要綱」及び「本県の特性や課題」等を踏まえて設定しています。

長崎県 校長等としての資質の向上に関する指標		職名	校種	
		校長等	小中高特	
求められる姿 視 点	学校の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を監督し、学校経営を展開する	管理職員として取り組むべき課題		
(1) 高い 識見	A 教育理念	人間理解と深い洞察に基づく教育理念をもち、その理念の実現に向けた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修と自らの経験を踏まえた教育理念の形成 ○ 人間理解と洞察力の深化 ○ 教育理念を踏まえた学校経営の構想 	
	B 社会的視野	時代の変化をとらえ、国内外の動向及び教育行政施策等の内容を理解するとともに、学校経営に反映させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の動向の把握 ○ 国や県・市町等の教育施策等の理解 ○ 教育施策等に応じた取組の構想と実践 	
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	管理職員としての深い自覚のもと、県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待を受け止めた学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職員の職務の理解 ○ 県民、地域住民、保護者、児童生徒等の願いや期待の把握 	
	D 長崎県への郷土愛	地域を理解し、その実態を踏まえた、「夢・憧れ・志」を育む教育活動を展開することを通して、ふるさと長崎県に誇りをもつ児童生徒を育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「夢・憧れ・志」を育む取組についての理解 ○ 地域の実態を踏まえた自校ならではの取組の構想と実践 	
(2) 組織 マネジメント	E ビジョンや目標の 設定と検証	自校の現状を適切に分析したうえで、ビジョンや目標を設定するとともに、その実現に向け、教職員のよさを生かした組織的運営や進捗管理をするとともに、その検証を行い、改善を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自校の実態の分析 ○ ビジョンや目標の設定とPDCAサイクルでの実践 ○ 教職員の適材適所の配置 	
	F 服 務 管 理	遵守すべき服務について、適切に指導監督をし、コンプライアンスを徹底するとともに、個々の心身の健康に配慮した学校経営をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職務上、身分上の監督の意義や在り方の理解 ○ 不祥事背景の理解と根絶のための不断の取組 ○ 働きやすい職場の条件整備 ○ 関係法規、学習指導要領、通知・通達等の理解 	
	G 人 材 育 成	個々の教職員を適正に評価し、その能力や課題に応じて指導するとともに、次代の教育を担う人材を発掘し、計画的に育成することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の教職員の能力や課題の適正な把握 ○ 授業や校務分掌等、日々の指導の実践 ○ 教職員への教育理念の継承 	
	H 保護者・地域・関係 機関等との連携	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者や地域住民等の意見や要望等を把握し、的確に対処するとともに、学校の教育活動への参加を促し、外部人材を適切に活用することができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域とともにある学校」の理念の理解 ○ 保護者や地域住民等の意見や要望等の把握と教育活動への参加促進 ○ 様々な広報手段の開拓と活用 ○ 児童福祉等の関係機関や地域団体等との連携 	
	I 危 機 管 理	学校安全の確保に向けて、学校安全計画や危機管理マニュアル等を整備し、危機の未然防止と早期発見・早期対応の取組を組織的に行うことができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自校の実態に応じた学校安全計画や危機管理マニュアルの作成 ○ 学校安全の確保に向けた各施策の教職員への周知と指導 ○ いじめ、体罰及びハラスメントの未然防止 	
	J 事 務 管 理	学校経営方針に基づき、効率的・効果的な予算編成や事務処理をするとともに、適正に執行管理をすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営方針に基づく予算編成と執行 ○ ICT機器の活用等効率的・効果的な事務処理体制の構築 ○ 働き方改革やコスト意識等に関する教職員への指導 ○ 組織的な管理、監査による適正な執行管理 	
	K 教育課程の管理	日々の授業実践や校内研修を充実させ、PDCAサイクルに基づくカリキュラム・マネジメントや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、「社会に開かれた教育課程」を実現させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会に開かれた教育課程」の理念の理解 ○ 研修環境の整備及び校内研修に係る指導助言 ○ 全般的なPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメント ○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善 	
	L 生徒指導 教育相談	生徒指導上の諸問題や、児童生徒の悩み等に対応できる教職員の能力を高め、校内の指導・支援体制を機能させるとともに、必要に応じて関係機関との連携を適切に図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上の自校の課題の把握 ○ 教職員の児童生徒理解力と対応力の向上 ○ 校内指導・支援体制の強化 ○ 児童福祉や警察、医療等の関係機関との連携 ○ 「学校いじめ防止基本方針」の策定と実践 	
	M 特別支援教育	小中高	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の対応力を向上させるとともに、すべての児童生徒にとって豊かな教育活動を展開できる体制を機能させることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の理念の理解 ○ 個々の障害の状況や教育的ニーズに沿った対応の推進 ○ 「インクルーシブ教育システム」の構築 ○ 福祉や医療等の関係機関及び特別支援学校との連携
		特	特別支援教育の理念に基づき、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の専門的対応力を向上させるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の理念の理解 ○ 個々の障害の状況や教育的ニーズに沿った専門的な対応の推進 ○ 「インクルーシブ教育システム」の構築 ○ 福祉や医療等の関係機関及び小・中・高等学校との連携 ○ 特別支援教育のセンター的機能の発揮

○ 各指標を踏まえ、校長等が継続的に取り組むべき課題を設定しています。管理職員（校長、副校長、教頭、部主事）は、日頃からこの課題を意識し、自身の資質の向上を図るものとしています。

3 「指標」の活用について

本指標は、「教員の養成・採用・研修」の一体的取組の促進と個々の教員等の資質能力の向上のために活用します。



<具体的な活用方法>

■管理職員として

- ① OJTにおける指導助言
- ② 目標管理の面談等
- ③ 校内研修の推進
- ④ 校内における初任者研修等の指導
- ⑤ 教育センター等の校外研修の奨励

■教員等として

- ① 各ステージにおける教員として求められる姿の把握
 - ② 定期的な自己評価と自身の状況の明確化
 - ③ 自身の課題改善やさらに高度な段階を目指す取組の実践
(OJT、自主研修、校内研修、法定研修及び校外研修 等)
- ※ PDCAサイクルに基づき資質能力の向上を目指す。

【留意すること】

- 指標は、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとする。
- 指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることに留意する。
(教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)から)

<参考>

(1) 「指標」及び「指標の活用について」は以下に掲載しています。

https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=55

(2) 関係法規・通知等

- ① 「教育公務員特例法」(一部改正 H29.4.1)
- ② 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について」(H29.3.31 通知)
- ③ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(H27.12.21 中教審答申)

3 研修体系について

(1) 研修実施にかかる基本方針

基本方針1 指標を踏まえた資質能力の計画的育成

- (1) 教職員のキャリアステージに沿った、系統的研修体系の構築を図る。
- (2) 校内研修や個の課題に応じた選択研修等、主体的・自律的な研修の充実を図る。
- (3) 研修内容の重複を解消し、研修の効率化を図る。

基本方針2 多様な教育課題への対応

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善研修の充実を図る。
- (2) 学習指導要領を踏まえた新しい教育課題に対応する研修の充実を図る。
- (3) 複式・免許外指導等の本県独自の課題に対応する研修の充実を図る。

基本方針3 学校・教職員のニーズへの対応

- (1) アクティブな学び、チームやメンター方式等、多様な手法と形態を工夫する。
- (2) 大学、民間企業、その他関係機関との連携を図る。
- (3) 出前型研修の効果的運用等、教育センター機能の充実を図る。

基本方針4 研修成果の評価と活用

- (1) 受講者の振り返り等を通して研修効果を検証し、研修の充実・改善に資する。
- (2) 不断の見直しを図り、研修のPDCAサイクルを機能させる。
- (3) 研修成果を評価し、人材育成や人材活用に生かす。

(2) 主な研修の種類及び内容

県教委が実施する研修は、次のように定義する。

種類	研修概要	研修例
職務研修	職務に応じ、職務遂行上必要な資質能力向上のために、原則として該当者を対象として実施する研修	・管理職研 ・各担任、担当者研 ・各主任、リーダー研 等
経年研修	教職経験に応じ、教育の専門職としての資質能力向上のために、原則として該当者を対象として実施する研修	・初任研 ・若手研 ・中堅研 ・15年研 等
課題研修	教科・領域や教育課題対応についての資質能力のために、原則として希望者を対象として実施する研修	・教科・領域研 ・特別支援教育 ・生徒指導 ・ICT教育 等

(3) 指標と研修との関連

		教員等				校長等	
ステージ		第1	第2	第3	第4		
教職経験		1～5年目	6～11年目	12～16年目	17年目～		組織の最高責任者
立場		組織の一員	組織のプレミドルリーダー	組織のミドルリーダー	組織のリーダー		
課題		実践力を磨く	組織運営参画 専門性向上	組織運営推進 高度な実践	学校経営参画 高度な指導力		学校経営展開 職員の監督
県教委が実施する研修	職務	特別支援学級担任等、担任・担当者の研修				校長研（新・二）※管理マネジメントの内容は、事務長も参加 副校長研 教頭研（新・二）※人事評価の内容は、事務長・部主事も参加	
		教務主任等、主任・リーダーの研修					
		主幹教諭、指導教諭等の研修					
経年	初任研（全職種） 若手研（2～5年）（全職種）	中堅研（教員） 10年研（事務職員）	15年研（教員）	20・25年研（事務職員）			
課題	経年研選択研修						
関係機関等研修	学力向上・いじめ・ICT教育等、教育課題に応じた研修						
	市町教委・大学・教育関係団体等の研修						
系統的・重点的なOff-JT（学び続ける教師）							
日常的なOJT（教職員は学校で育つ）							
校内研修	経年研の課題としての研究授業等						
	社会との関わりを通じた研修						
	学校・個人の課題に応じた研修						
	国・県・市町研究指定による研修						

Off-JT (off-the-job training)

職場を離れ、教育センターなどが企画したプログラムを通して必要な知識やスキルを身に付ける集合研修。

OJT (on-the-job training)

職場内で、日常の業務を通して必要な知識やスキルを身に付ける研修や訓練。意図的・計画的に行う校内研修や個人の課題に応じて職場内で取り組む研修も含む。

4 担当課・室別教職員研修計画

(1) 福利厚生室

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)		
							視点		ステージ
1	健康・生活づくりサポート事業（講師の派遣）	全	希	講義 実習	通年	小・中、県立 学校	全	A、B、E	全
2	安全衛生研修会	高特	該	未定	未定	長崎県庁	教 養	A、B、E、G	3 4

(2) 教職員課

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)		
							視点		ステージ
1	教育事務職員新規採用研修会 ＜第1期＞	小中 義高 特	該	講義	4月1日	県教育センター	-	--	-
2	学校事務ネットワークシステム操 作研修会	小中 義高 特	該	講義 演習	4月下旬	県教育センター	-	--	-
3	教育事務職員新規採用研修会 ＜第2期＞	小中 義高 特	該	講義 演習	6月下旬 (2日)	長崎県庁	-	--	-
4	事務の共同実施室長研修会	小中 義	該	講義 演習	7月上旬	県教育センター	-	--	-
5	長崎県免許法認定講習	小中 義高 特幼	該 希	講義 演習	8月上旬 8月下旬	長崎大学	教 養 栄	H~J、O H~J E、K、L	全
6	教育事務職員新規採用研修会 ＜第3期＞	小中 義高 特	該	講義 演習等	9月下旬 (2日)	長崎県庁	-	--	-
7	教育事務職員2年目（ステップ） 研修会	小中 義高 特	該	講義 演習等	10月下旬 (2日)	長崎県庁	-	--	-
8	学校事務職員自主研修	小中 義高 特	該	講義 演習等	通年	未定	-	--	-

(3) 義務教育課

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)		
							視点		ステージ
1	長崎県公立学校栄養教諭研修会	小中 義	該	講義	4月20日	長崎県庁	栄	E、K~M	1
2	指導教諭研修会	小中 義	該	講義 協議	5月上旬	長崎県庁	教	B、C、E、L M、O	4
3	副校長研修会	小中 義	該	講義 協議	5月下旬	県教育センター	管	A~G、I、L	-
4	臨時的任用教員研修会	小中 義	該	講義 協議	5月下旬	県教育センター	教	A、C、H~O	-

5	主幹教諭研修会	小中義	該	講義協議	6月中旬	県教育センター	教 A~G、M	4
6	長崎県公立学校栄養教諭研修会	小中義	該	講義演習	7月30日	長崎県庁	栄 E、K~M	全
7	教育課程説明会（中学校）	中義特	該	講義	7月下旬 ~ 8月下旬	各地区	教 E、F、H~J、O 養 E、I、M 栄 E、H、K 管 E、H、K、M	全
8	新しい評価の在り方に関する地区別研修会（中学校）	中義特	該	講義	7月下旬 ~ 8月下旬	各地区	教 E、F、H~J、O 管 E、H、K、M	全
9	イングリッシュ・サポートキャンプ（小学校外国語）	小義	該	講義演習	7月下旬 ~ 8月下旬	各地区	教 E、H~J、O 管 E、K、M	全
10	道徳教育パワーアップ研究協議会	小中義特	希	講義演習	8月下旬	長崎県庁	教 E、F、H~J、O 管 E、K、M	全
11	長崎県公立学校栄養教諭研修会	小中義	該	講義演習	2月2日	長崎県庁	栄 E、K~M	1

(4) 高校教育課

No	研修講座名	対象	方法	時期	場所	指標(主な該当)		
						視点	ステージ	
1	小・中・高・特別支援学校新任生徒指導主事・新任カウンセラー研修会	小中義高特	該	講義演習	4月17日	県教育センター	教 F、G K~M、O	3 4
2	SC・SSW配置校研修会	小中高特	該	講義演習	4月下旬 3日間	長崎県庁 県内3地区	教 養 K~M、O	2
3	高等学校教務主任研修会（第1回）	高	該	講話協議等	5月21日 5月22日	長崎県庁	教 E、F、G、M、N	2 3 4
4	臨時的任用教員研修会	高特	該	講義協議	5月25日	県教育センター	教 A~C、E、H K、L、O	0
5	高等学校進路指導主事研修会	高	該	講義協議等	6月10日	県教育センター	教 E、F、M、N	全
6	高等学校初任者研修（教科研修①）	高	該	講義協議等	6月中旬 ~ 7月下旬	各県立高等学校	教 A~C、E~G、H ~J、K~M	1
7	児童生徒の自殺予防研修会	小中義高特	該	講義演習	7月上旬 ~ 7月中旬	県教育センター	教 養 F、G K~M、O	2
8	カウンセリングリーダー養成研修会	小中義高特	該	講義演習	8月上旬 (2日間)	長崎県庁	教 養 F、G K~M、O	2
9	高等学校新教育課程説明会	高特	希	講義	8月19日 8月20日 8月21日	県内3地区	教 H~J	全
10	高等学校教務主任研修会（第2回）	高	該	講話協議等	10月29日 10月30日	県教育センター	教 E、F、G、M、N	2 3 4
11	高等学校初任者研修（教科研修②）	高	該	講義協議等	10月中旬 ~ 11月中旬	各県立高等学校	教 A~C、E~G、H ~J、K~M	1
12	高等学校及び特別支援学校（高等部）人権教育研修会	高特	希	講義演習等	1月14日	県教育センター	教 A、B、L、O	全

(5) 特別支援教育課

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)	
							視点	ステージ
1	特別支援学校教務主任研修会 <前期>	特	該	講義 協議	5月下旬	県教育センター	教 H~J、N	2 3
2	特別支援学校部主事研修会 <前期>	特	該	講義 協議	5月下旬 (2日間)	県教育センター	管 A~C、F~I K~M	-
3	就学相談員等養成研修会	特	該 希	講義 演習	6月中旬 (2日間)	県教育センター	教 O	3
4	特別支援学校教育課程説明会	特	希	講義	8月下旬	県教育センター	教 H~J 管 K	全
5	特別支援学校寄宿舎指導員研修会	特	該	講義 協議	8月下旬	県教育センター	-	-
6	特別支援学校進路指導主事研修会	特	該	講義 協議	10月上旬	県教育センター	教 F、M、N	2 3
7	特別支援学校教務主任研修会 <後期>	特	該	講義 協議	10月下旬	県教育センター	教 H~J、N	2 3
8	特別支援学校部主事研修会 <後期>	特	該	講義 協議	11月下旬	県教育センター	管 A~C、F~I K~M	-

(6) 生涯学習課

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)	
							視点	ステージ
1	長崎県社会教育スキルアップ連続 講座①(社会教育基礎、公民館基 礎)	小中 義高 特幼	希	講義 演習等	6月上旬	長崎県庁	教 管 D、F、I、N B、C、D、H	全
2	司書教諭等研修会	小中 義高 特	該 希	講義 協議	6月中旬	長崎県庁	教 管 E、F、H、I B、E、G、K	全
3	社会教育担当者・社会教育主事等 研修会	小中 義高 特	希	講義 演習等	7月2日 7月3日	県教育センター	教 管 D、F、I、N B、C、D、H	全
4	楽しくためになる学級PTA研修 会	小中 義	希	講義 演習	7月下旬	県教育センター	教 B、E、F、N	1
5	社会教育主事講習(九州大学会場)	小中 義高 特幼	希	講義 演習	7月20日 ~ 8月8日	九州大学他	教 D、F、I、N	全
6	司書教諭等スキルアップセミナー	小中 義高 特	希	講演 演習等	8月初旬	長崎県庁	教 管 E、F、H、I B、E、G、K	全
7	学校・地域の連携・協働による社 会に開かれた教育実践づくり	小中 義高 特幼	希	講義 演習等	8月初旬	県教育センター	教 管 D、F、I、N B、C、D、H	全
8	長崎県社会教育スキルアップ連続 講座②(人権教育、障害者の生涯 学習、青少年の健全育成)	小中 義高 特幼	希	講義 演習	11月中旬	長崎県庁	教 管 D、F、I、N B、C、D、H	全

9	公民館による人づくり・地域づくり研修会	小中 義高 特幼	希	講義 演習等	1月下旬	県教育センター	教管 D、F、I、N B、C、D、H	全
10	長崎県社会教育スキルアップ連続講座③（地域づくり）	小中 義高 特幼	希	講義 演習等	2月中旬	長崎県庁	教管 D、F、I、N B、C、D、H	全

(7) 体育保健課

No	研修講座名	対象	方法	時期	場所	指標(主な該当)		
						視点	ステージ	
1	公立学校新規採用養護教諭研修 〈第1期〉	小中 義高 特	該	講義	4月上旬	県教育センター	養 A~D	1
2	公立学校新規採用学校栄養職員 (栄養士)研修〈第1期〉	小中 義高 特	該	講義	4月上旬	県教育センター	栄 A~D	1
3	公立学校学校中堅養護教諭資質向上研修	小中 義高 特	該	講義 演習等	4~11月	県内各地	養 A~M	2
4	学校における現代的な健康課題対応等研修会	小中 義高 特幼	該希	講演	4月下旬 8月下旬	県教育センター 県庁	教 養 栄 管 E~J E~J、L E~J B、I、K、L	全
5	小・中・高・特別支援学校保健主事研修会	小中 義高 特	該	講義 講演	4月下旬 5月上旬	県教育センター	教 E~J	全
6	公立学校新規採用養護教諭研修 〈第2期~第5期〉	小中 義高 特	該	講義 演習等	5~1月	県教育センター 他、県内各地	養 A~M	1
7	公立学校新規採用学校栄養職員 (栄養士)研修 〈第2期~第7期〉	小中 義高 特	該	講義 演習等	5~12月	県教育センター 他、県内各地	栄 A~M	1
8	学校給食(食に関する指導・衛生管理)研修会	小中 義高 特	希	講義 協議	6月中旬	長崎県庁	教 養 栄 管 E~G E~H E~I、K、L B、E、H、I	全
9	県立学校給食栄養管理者・調理員等研修会	高特	該希	講義 演習	7月下旬	長崎県庁	栄 E、G~J	全
10	体育・保健体育 指導力向上セミナーⅠ	小義 特	希	講義 演習	7月下旬	県立総合体育館 (予定)	教 H~J	全
11	体育・保健体育 指導力向上セミナーⅡ	小中 義高 特	希	講義 演習	8月~ 10月	県立総合体育館 (予定)	教 H~J	全
12	ダンス指導者養成講習会	中義 高特	希	講義 演習	12月中旬	県立総合体育館 (予定)	教 H~J	全

(8) 人権・同和対策課

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)	
							視点	ステージ
1	社会人権・同和教育地区別研修会	小中 義高 特幼	希	講義 協議	6~9月	①佐世保市 ②新上五島町 ③大村市 ④南島原市 ⑤壱岐市	教 A、F、K、L、O 養 A、B、F、J、M 栄 A、B、F、M 管 B、H、L、M	全
2	人権・同和教育指導者ステップ アップ講座	小中 義高 特幼	希	講義 演習等	前期：8月 後期：1月	県内4ブロック	教 A、F、K、L、O 養 A、B、F、J、M 栄 A、B、F、M 管 B、H、L、M	全
3	人権教育中央研修会	小中 義高 特幼	希	講演	2月	長崎市	教 A、K、L、O 養 A、B、J、M 栄 A、B、M 管 B、L、M	全

(9) こども未来課

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)	
							視点	ステージ
1	園長等運営管理協議会	幼	希	講義 協議	6月11日 6月12日	長崎県庁 長崎大学教育学部 附属幼稚園	- --	-
2	幼児期の特別支援教育研修会	幼	希	講義 演習	7月上旬	県教育センター	- --	-
3	幼児教育研究協議会	幼	希	講義 演習	8月上旬	未定	- --	-

※指標の欄は、本県が策定した4指標（教諭等、養護教諭、栄養教諭、校長等）に係る研修について記載した。

(10) 教育センター

No	研修講座名	対象		方法	時期	場所	指標(主な該当)		
							視点	ステージ	
1	県立高等学校初任者研修I	高	該	講義 演習等	4月1日	教育センター	-	--	-
2	県立特別支援学校初任者研修I	特	該	講義 演習等	4月1日	教育センター	-	--	-
3	特別支援学級担任及び通級による指導担当者(新任)研修講座①(センター会場:諫早・大村・西海・島原・東彼・西彼地区)	小中 高特	希 該	講義 演習等	4月13日	教育センター	-	--	-
4	特別支援学級担任及び通級による指導担当者(新任)研修講座①(五島・対馬会場)	小中 高特	希 該	講義 演習等	4月15日	教育センター 外部2会場	-	--	-
5	公立小・中学校新任教頭研修講座I	小中	該	講義 演習等	4月20日	教育センター	-	--	-
6	県立学校新任教頭研修講座	高特	該	講義 演習等	4月20日 4月21日	教育センター	-	--	-
7	特別支援学級担任及び通級による指導担当者(新任)研修講座①(佐世保会場)	小中 高特	希 該	講義 演習等	4月22日	外部会場	-	--	-
8	公立学校中堅教諭等資質向上研修(全体研修)	小中 高特	該	講義 演習等	4月24日	教育センター	-	--	-
9	特別支援学級担任及び通級による指導担当者(新任)研修講座①(吉岐会場)	小中 高特	希 該	講義 演習等	4月28日	外部会場	-	--	-
10	公立小学校初任者研修I	小	該	講義 演習等	5月12日 5月13日	教育センター	-	--	-
11	公立中学校初任者研修I	中	該	講義 演習等	5月12日 5月13日	教育センター	-	--	-
12	公立学校教職経験15年経過教員研修<継続-前期>	小中 高特	該	講義 演習等	5月15日	教育センター	-	--	-
13	幼稚園等新規採用教員研修I	幼	該	講義 演習等	5月18日 5月19日	教育センター	-	--	-
14	県立高等学校初任者研修II	小中 高特 行	該	講義 演習等	5月19日 5月20日	教育センター	-	--	-
15	県立特別支援学校初任者研修II	特	該	講義 演習等	5月19日 5月20日	教育センター	-	--	-
16	自立活動の指導リーダー研修講座<継続-前期>	特	該	講義 演習等	5月25日	教育センター	-	--	-
17	県立学校新任学年主任研修講座	高特	該	講義 演習等	5月26日	教育センター	-	--	-
18	高校学級経営スキルアップ研修講座	高	希	講義 演習等	5月27日	教育センター	-	--	-
19	特別支援学級担任及び通級による指導担当者(2年目)研修講座	小中 高特	希 該	講義 演習等	5月27日 5月28日	教育センター	-	--	-
20	免許外教科担任・講師のための授業づくり研修講座	中特	希	講義 演習等	5月28日 5月29日	教育センター	-	--	-
21	「コミュニケーション能力」を育む小学校外国語教育研修講座	小中 特	希 該	講義 演習等	5月28日 5月29日	教育センター	-	--	-
22	訪問、重度・重複障害教育研修講座	小中 特	希 該	講義 演習等	6月1日 6月2日	教育センター	-	--	-
23	子供の自主性と学ぶ意欲を高める複式教育研修講座	小	希	講義 演習等	6月4日 6月5日	教育センター	-	--	-
24	小・中・特別支援学校ICT活用研修講座①	小中 特	希	講義 演習等	6月5日	教育センター	-	--	-
25	理科実習助手のための研修講座	高	希	講義 演習等	6月8日	教育センター	-	--	-
26	子供とつながる子供がつながる人権教育研修講座	小中 高特 幼	希 該	講義 演習等	6月8日 6月9日	教育センター	-	--	-
27	教育リーダー育成研修講座<継続-前期>	高特	該	講義 演習等	6月15日 -6月17日	教育センター	-	--	-
28	県立特別支援学校若手教職員研修(4年目研修)	特	該	講義 演習等	6月16日	教育センター	-	--	-
29	公立小・中学校新任校長研修講座I	小中	該	講義 演習等	6月22日 6月23日	教育センター	-	--	-

30	県立学校新任校長研修講座	高特	該	講義 演習等	6月22日 6月23日	教育センター	-	--	-
31	SNSトラブルの予防と対応研修講座	小中 高特 幼行	希	講義 演習等	6月24日	教育センター	-	--	-
32	公立小・中学校「次代を担うミドルリーダー」研修講座<継続-1年目前期>	小中	該	講義 演習等	6月25日 6月26日	教育センター	-	--	-
33	思考力・判断力・表現力を育む教科指導研修講座<継続-前期>	高特	希	講義 演習等	6月25日	教育センター	-	--	-
34	特別支援教育コーディネーター基礎研修講座	高特	希 該	講義 演習等	6月25日 6月26日	教育センター	-	--	-
35	小学校プログラミング教育基礎研修講座	小特	希	講義 演習等	6月26日	教育センター	-	--	-
36	小学校理科「問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育む授業づくり」研修講座	小特	希	講義 演習等	7月1日 7月2日	教育センター 外部会場	-	--	-
37	県立高等学校若手教職員研修（4年目研修）	高	該	講義 演習等	7月1日	教育センター	-	--	-
38	実践につなげる不登校の予防と対応研修講座	小中 高特 幼行	希	講義 演習等	7月2日 7月3日	教育センター	-	--	-
39	実践につなげる不登校の予防と対応研修講座（1日コース）	小中 高特 幼行	希	講義 演習等	7月2日	教育センター	-	--	-
40	校務ICT化のためのExcel基礎研修講座①	小中 高特	希	講義 演習等	7月3日	教育センター	-	--	-
41	教育事務職員（20年経過）研修	小中 高特 幼行	該	講義 演習等	7月7日	教育センター	-	--	-
42	高等学校ICT機器活用研修講座①	高	希	講義 演習等	7月8日	教育センター	-	--	-
43	県立高等学校初任者研修Ⅲ	高	該	講義 演習等	7月21日 7月22日	教育センター	-	--	-
44	県立特別支援学校若手教職員研修（2年目・5年目研修）	特	該	講義 演習等	7月21日 7月22日	教育センター	-	--	-
45	公立小学校初任者研修Ⅱ	小	該	講義 演習等	7月27日 -7月29日	教育センター	-	--	-
46	公立中学校初任者研修Ⅱ	中	該	講義 演習等	7月29日 -7月31日	教育センター	-	--	-
47	県立特別支援学校初任者研修Ⅲ	特	該	講義 演習等	7月29日 -7月31日	教育センター 外部会場	-	--	-
48	幼稚園等新規採用教員研修Ⅱ	幼	該	講義 演習等	8月4日 -8月6日	教育センター	-	--	-
49	初心者のための和楽器研修講座	小中 高特	希	講義 演習等	8月4日	教育センター	-	--	-
50	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修（全体・保育専門研修）	幼	該	講義 演習等	8月5日 8月6日	教育センター	-	--	-
51	公立小・中学校「次代を担うミドルリーダー」研修講座<継続-2年目前期>	小中	該	講義 演習等	8月5日	教育センター	-	--	-
52	学校カウンセリング研修講座	小中 高特 行	希	講義 演習等	8月5日	教育センター	-	--	-
53	県立高等学校中堅教諭等資質向上研修（校種別研修）	高	該	講義 演習等	8月6日 8月7日	教育センター	-	--	-
54	公立小・中学校若手教職員研修（2年目・5年目研修）	小中	該	講義 演習等	8月18日 8月19日	教育センター	-	--	-
55	公立小・中学校中堅教諭等資質向上研修（校種別研修）	小中	該	講義 演習等	9月9日 9月10日	教育センター	-	--	-
56	高等学校ICT機器活用研修講座②	高	希	講義 演習等	9月11日	教育センター	-	--	-
57	今求められる「学級経営」研修講座	小中 特	希	講義 演習等	9月16日 9月17日	教育センター	-	--	-
58	小学校プログラミング教育推進研修講座	小特	希	講義 演習等	9月17日	教育センター	-	--	-
59	公立小・中学校新任教頭研修講座Ⅱ	小中	該	講義 演習等	9月24日 9月25日	教育センター	-	--	-
60	県立学校新任教頭研修講座Ⅱ	高特	該	講義 演習等	9月25日	教育センター	-	--	-

61	全校種対象「キャリア教育入門」研修講座	小中高特	希該	講義 演習等	9月29日	教育センター	-	--	-
62	中学校音楽科・高校芸術科（音楽）授業力アップ研修講座	中高特	希	講義 演習等	9月30日	教育センター	-	--	-
63	中学校数学科「新学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	中特	希	講義 演習等	10月1日 10月2日	教育センター	-	--	-
64	中学校理科「科学的に探究するために必要な資質・能力を育む授業づくり」研修講座	中特	希	講義 演習等	10月1日 10月2日	教育センター	-	--	-
65	中学校社会科「公民としての資質・能力を育む授業づくり」研修講座	中特	希	講義 演習等	10月1日 10月2日	教育センター	-	--	-
66	自立活動の指導研修講座	小中高特	希	講義 演習等	10月1日 10月2日	教育センター	-	--	-
67	中学校技術・家庭科、高校家庭科教育研修講座	中高特	希	講義 演習等	10月2日	教育センター	-	--	-
68	中学校外国語科「新学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	中特	希	講義 演習等	10月5日 10月6日	教育センター	-	--	-
69	高校教科指導（英語）研修講座	高特	希	講義 演習等	10月5日	教育センター	-	--	-
70	高校商業科プログラミング研修講座	高	希	講義 演習等	10月8日 10月9日	教育センター	-	--	-
71	県立高等学校若手教職員研修（3年目研修）	高	該	講義 演習等	10月15日 10月16日	教育センター	-	--	-
72	教育事務職員研修（3年目研修）	小中高特 行	該	講義 演習等	10月15日	教育センター	-	--	-
73	県立特別支援学校若手教職員研修（3年目研修）	小中高特	該	講義 演習等	10月15日 10月16日	教育センター	-	--	-
74	公立小・中学校若手教職員研修（3年目研修）	小中	該	講義 演習等	10月19日 10月20日	教育センター	-	--	-
75	校務ICT化のためのExcel応用研修講座	小中高特	希	講義 演習等	10月22日 10月23日	教育センター	-	--	-
76	小学校国語科「学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	小特	希	講義 演習等	10月22日 10月23日	教育センター	-	--	-
77	子どもが考え、伝え合う道徳科研修講座	小中特	希	講義 演習等	10月22日 10月23日	教育センター	-	--	-
78	中学校国語科「新学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	中特	希	講義 演習等	10月27日 10月28日	教育センター	-	--	-
79	特別支援学級担任及び通級による指導担当者（新任）研修講座②	小中高特	希該	講義 演習等	10月29日	教育センター	-	--	-
80	情報モラル教育研修講座	小中高特	希	講義 演習等	10月30日	教育センター	-	--	-
81	中学校美術科・高校芸術科（美術）「新学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	中高特	希	講義 演習等	11月4日 11月5日	教育センター 外部会場	-	--	-
82	小学校図画工作科「学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	小特幼	希	講義 演習等	11月5日 11月6日	教育センター 外部会場	-	--	-
83	小学校算数科「学習指導要領を踏まえた授業づくり」研修講座	小特	希	講義 演習等	11月5日 11月6日	教育センター	-	--	-
84	チーム学校としてのいじめの予防と対応研修講座	小中高特 幼行	希	講義 演習等	11月5日 11月6日	教育センター	-	--	-
85	チーム学校としてのいじめの予防と対応研修講座（1日コース）	小中高特 幼行	希	講義 演習等	11月5日	教育センター	-	--	-
86	小・中・特別支援学校ICT活用研修講座②	小中特	希	講義 演習等	11月6日	教育センター	-	--	-
87	公立小・中学校新任校長研修講座II	小中	該	講義 演習等	11月9日	教育センター	-	--	-
88	県立学校新任校長研修講座II	高特	該	講義 演習等	11月9日	教育センター	-	--	-
89	県立特別支援学校中堅教諭等資質向上研修（校種別研修）	特	該	講義 演習等	11月12日 11月13日	教育センター	-	--	-
90	県立高等学校若手教職員研修（2年目・5年目研修）	小中高特 行	該	講義 演習等	11月17日 11月18日	教育センター	-	--	-
91	教育事務職員研修（5年目研修）	小中高特 行	該	講義 演習等	11月17日	教育センター	-	--	-

92	読解力伸長の視点からの学力向上研修講座	小中特	希	講義 演習等	11月24日	教育センター	-	--	-
93	高校産業教育研修講座	高	希	講義 演習等	11月25日	教育センター	-	--	-
94	公立学校教職経験15年経過教員研修<継続-後期>	小中高特	該	講義 演習等	11月27日	教育センター	-	--	-
95	小学校音楽科授業力アップ研修講座	小中特	希	講義 演習等	11月30日	教育センター	-	--	-
96	思考力・判断力・表現力を育む教科指導研修講座<継続-後期>	高特	希	講義 演習等	12月1日	教育センター	-	--	-
97	校務ICT化のためのExcel基礎研修講座②	小中高特	希	講義 演習等	12月3日	教育センター	-	--	-
98	教育リーダー育成研修講座<継続-後期>	高特	該	講義 演習等	12月15日	教育センター	-	--	-
99	共通教科情報プログラミング研修講座	高	希	講義 演習等	12月17日 12月18日	教育センター	-	--	-
100	事務職員のためのExcel研修講座	小中高特 行	希	講義 演習等	1月15日	教育センター	-	--	-
101	自立活動の指導リーダー研修講座<継続-後期>	特	該	講義 演習等	1月15日	教育センター	-	--	-
102	県立高等学校初任者研修Ⅳ	高	該	講義 演習等	1月19日 -1月21日	教育センター	-	--	-
103	県立特別支援学校初任者研修Ⅳ	特	該	講義 演習等	1月21日 1月22日	教育センター	-	--	-
104	公立小学校初任者研修Ⅲ	小	該	講義 演習等	1月25日 1月26日	教育センター	-	--	-
105	公立中学校初任者研修Ⅲ	中	該	講義 演習等	1月28日 1月29日	教育センター	-	--	-
106	公立小・中学校「次代を担うミドルリーダー」研修講座<継続-1・2年目後期>	小中	該	講義 演習等	2月3日 2月4日	教育センター	-	--	-
107	令和3年度管理職員登録者研修会	小中行	該	講義 演習等	2月15日	教育センター	-	--	-